

医療情報取得加算について

2024年12月1日
調布東山病院 院長

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	点数
初診（月1回に限る）	1点
再診（3月に1回）	1点

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解、ご協力をお願いいたします。